

2019 年 11 月 5 日

各 位

株式会社 神奈川銀行

＜キャッシュカードによる A T M お支払いの一部制限につきまして＞

いつも神奈川銀行をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

当行では、多発する特殊詐欺被害を防止する対策として、下記のとおり、当行キャッシュカードによる A T M でのお支払いを一部制限させていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけいたしますが、お客さまのご預金を悪質な犯罪から守るための対応であることを、何卒、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

記

1. A T M ご利用制限の内容

対象となるお客さまの当行キャッシュカードによる

A T M でのお支払い限度額は、1 日あたり 20 万円

とさせていただきます。

※ 当行以外の A T M でのお支払いも含みます。

※ 生体認証取引は除きます。

2. 対象となるお客さま

年齢が **70 歳以上** の **個人のお客さま**（個人事業主のお客さまを除きます）

※ 過去に当行 A T M または店頭で当行キャッシュカードのお支払い限度額を変更されているお客さまは、対象年齢となられた場合、以下とさせていただきます。

(1) 20 万円以下に変更されているお客さま … その額

(2) 20 万円超 … 20 万円まで

3. 開始日

2019 年 12 月 20 日(金)より

※ **2019 年 11 月末日までに 70 歳を迎えられているお客さま**

開始日より A T M ご利用制限を開始させていただきます。

※ **2019 年 12 月 1 日以降に 70 歳を迎えられるお客さま**

お誕生月の翌月 20 日前後より A T M ご利用制限を開始させていただきます。

4. A T M ご利用制限の変更

ご利用制限の変更をご希望されるお客さまは、当行営業時間内（午前 9 時から午後 3 時）に「キャッシュカード」、「お届印」、「ご本人確認書類」をご持参のうえ、当行窓口までお申し出ください。

ご不明な点がございましたら、当行窓口までお問い合わせください。

以 上